

JMRC関東 見舞金制度運営細則 見舞金区分表

見舞金区分－１・・・・・・・・１００％

- 1) 死亡。
- 2) 当該する事故を原因として９０日以内に死亡したものの。

見舞金区分－２・・・・・・・・１００％

- 1) 両眼が失明したものの。
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したものの。
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するものの。
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するものの。
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったものの。
- 6) 両上肢の用を全廃したものの。
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったものの。
- 8) 両下肢の用を全廃したものの。
- 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないものの。

見舞金区分－３・・・・・・・・８０％

- 1) １眼が失明したものの。
- 2) 両眼の視力が０．０２以下になったものの。
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するものの。
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するものの。
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったものの。
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったものの。
- 7) 両耳の聴力を全く失ったものの。

見舞金区分－４・・・・・・・・７０％

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したものの。
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないものの。
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないものの。
- 4) 両手の手指の全部を失ったものの。

見舞金区分－５・・・・・・・・６０％

- 1) 両眼の視力が０．０６以下になったものの。
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すものの。
- 3) １上肢をひじ関節以上で失ったものの。
- 4) １下肢をひざ関節以上で失ったものの。

- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの。
- 6) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの。

見舞金区分－６・・・・・・・・５０％

- 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。
- 3) 1 上肢を腕関節以上で失ったもの。
- 4) 1 下肢を足関節以上で失ったもの。
- 5) 1 上肢の用を全廃したもの。
- 6) 1 下肢の用を全廃したもの。
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの。

以上